

## 実質化された人・農地プラン

|      |               |          |           |
|------|---------------|----------|-----------|
| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日    | 直近の更新年月日  |
| 上郡町  | 宇野山地区         | 令和2年8月8日 | 令和4年9月21日 |

### 1 対象地区の現状

|                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積(農地面積)                      | 7.20 ha |
| ②地区内の耕地面積(農用地面積)                     | 5.82 ha |
| ③地区内の耕地面積(営農計画書)                     | 5.25 ha |
| ④アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 5.25 ha |
| ⑤地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計            | 0.40 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 0.40 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 0.00 ha |
| ⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 5.82 ha |
| (備考)                                 |         |

### 2 対象地区の課題

|   |
|---|
| 集落内で農地を維持管理する農業者がいなくなっている。<br>獣害による被害が大きい。<br>地区内での担い手がおらず、地区外からの担い手を確保しなければならない。 |
|---|

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の地域農業の中心となる経営体として、認定農業者である●●氏、認定新規就農者である●●氏の2名で地区内の約61%の農地保全を担っている。</li> <li>・2名を地域の中心経営体に位置づけ、地域内の農地の維持管理を図る。</li> <li>・土地利用型を経営の中心として、地域内の農地の集積と集約を協力して進め、効率的な農業経営に努めるとともに、水田として活用が困難な農地は畑地化し施設野菜などを中心に利用を促進する。</li> <li>・地域内の農業者は水路・農道等農業の基盤となる施設の維持管理を多面的機能支払交付金を活用し、中心経営体と共同で行う。</li> <li>・農地集積については、必要に応じ農地中間管理事業を活用する。</li> </ul> |
|--|

(参考) 中心経営体

| 属性 | 農業者<br>(氏名・名称) | 現状       |        | 今後の農地の引受けの意向 |        |         |
|----|----------------|----------|--------|--------------|--------|---------|
|    |                | 経営作目     | 経営面積   | 経営作目         | 経営面積   | 農業を営む範囲 |
|    |                | 水稻・大豆・野菜 | 3.9 ha | 水稻・大豆・野菜     | 4.0 ha | 高田地区    |
|    |                | 水稻・麦・大豆  | 0.5 ha | 水稻・麦・大豆      | 1.8 ha | 高田地区    |
|    |                |          |        |              |        |         |
|    |                |          |        |              |        |         |
| 計  | 2人             |          | 4.4 ha |              | 5.8 ha |         |

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向

今後、自己管理している農地についても、必要に応じて中心経営体へ集積を進めていく。

○農地中間管理機構の活用方針

中心経営体への将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、必要に応じて農地を農地中間管理機構へ貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保安全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

○農業用施設の維持管理

農業の生産に必要な不可欠な水路等の老朽化が進んでいる。多面的機能支払交付金などを活用し、地域で適切な維持・管理に取り組む。

○鳥獣被害防止対策の取組方針

山裾に防護柵を設置している。

集落で補えない箇所について、周辺地域や行政との協力により、防護柵を設置する。

集落での捕獲体制の構築等に取り組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

|  | 農地の所在(地番) | 貸付け等の区分(m <sup>2</sup> ) |      |    |
|--|-----------|--------------------------|------|----|
|  |           | 貸付け                      | 作業委託 | 売渡 |
|  |           |                          |      |    |
|  |           |                          |      |    |
|  |           |                          |      |    |
|  |           |                          |      |    |
|  |           |                          |      |    |
|  | 計         |                          |      |    |